

契約保証・前金払保証の電子化について

契約保証及び公共工事の前金払保証について、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」の廃止及び保険会社による電子証書等閲覧サービスの運用開始について（令和7年11月17日付け事務連絡）に基づき、下記のとおり運用します。

記

1 電子化の対象とする保証

保証機関	保証の種類	証書等の種類
(1) 保証事業会社 (※1)	契約保証	契約保証証書
	前払金保証（中間含む）	前金払保証証書
(2) 保険会社 (※2)	契約保証	履行保証保険証券
		公共工事履行保証証券

※1 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

※2 あいおいニッセイ同和損害保険(株)、AIG 損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)

2 電子化の対象とする案件

令和7年12月1日以降に養父市と締結する契約

3 電子証書等の提出方法

(1) 電子証書等閲覧サービスの利用（保証事業会社の場合）

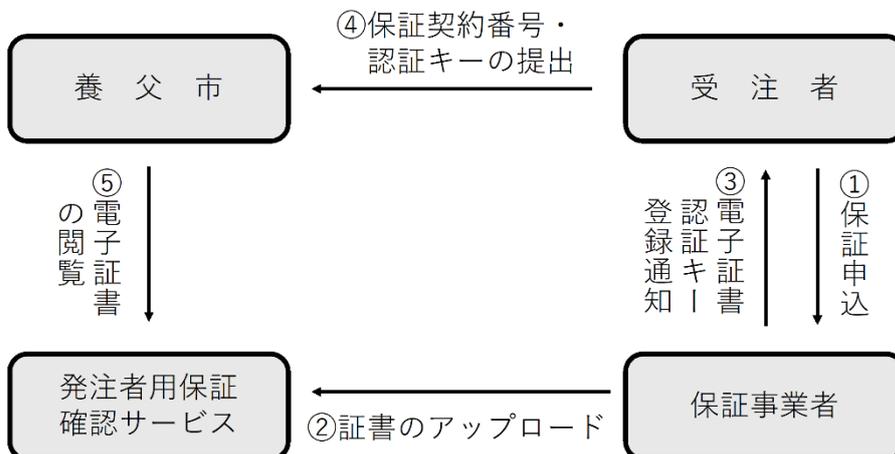
ア 受注者が、保証事業会社へ保証契約の申込・契約

イ 保証事業会社が、閲覧サービス上に電子証書をアップロード

ウ 受注者が、保証事業会社から閲覧用の認証キーを取得し、市へメール送付

◆メール宛先 **keiyaku@city.yabu.lg.jp**

エ 市が、発注者用保証確認サービス上で電子証書を確認



(2) 電子証券等閲覧サービスの利用（保険会社の場合）

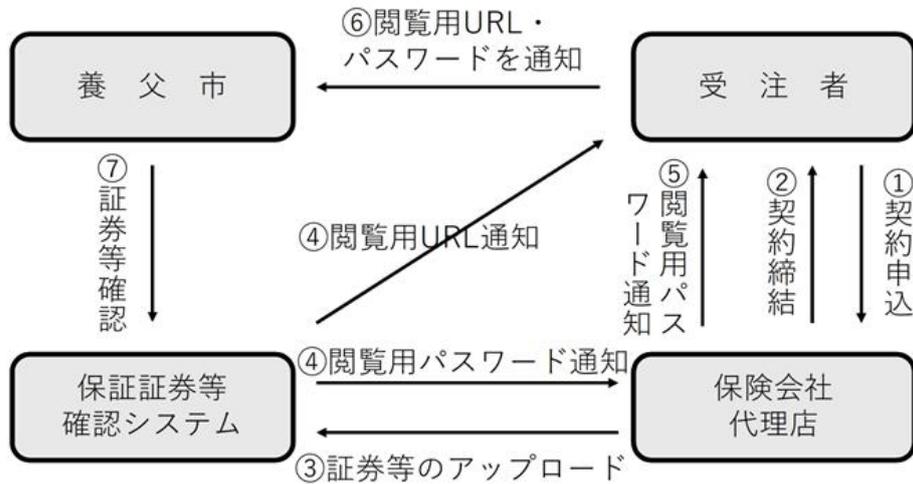
ア 受注者が、保険会社へ保険契約の申込・契約

イ 保険会社が、保証証券等確認システム上に証券等をアップロード

ウ 受注者が、保険会社から閲覧用パスワードと URL を取得し、市へメール送付

◆メール宛先 **keiyaku@city.yabu.lg.jp**

エ 市が、保証証券等確認システムで保証証券等を確認



4 留意事項

(1) 紙の保証証券等の提出も、引き続き可能です。

(2) これまで行ってきた電子メールによる運用については、令和8年4月30日までは取扱うことができるものとします。

(3) 電子証券等の取扱いの詳細は、各保証機関等へ問い合わせてください。